

男女共同参画の推進に関する

基本計画についての答申

平成19年6月19日

四日市市男女共同参画審議会

目 次

第1章 基本計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の基本目標	2
4. 市民意識調査の結果からの現状(課題)	2
5. 計画推進にあたっての重要な視点	3
6. 基本計画の骨子の体系	4
(別紙:「基本計画の骨子」体系図のとおり)	
7. 計画の期間	4
第2章 基本計画の骨子	5
基本目標 意識づくり	5
基本目標 社会環境づくり	6
基本目標 個人の尊重	8
第3章 計画の推進にあたって	10

別紙 男女共同参画推進に関する基本計画の骨子(体系図)

参考資料 四日市市男女共同参画審議会名簿

第1章 基本計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と目的

四日市市は、三重県下では、いち早く、平成5年に市民部に女性課を設置し、平成8年には、男女共同参画を推進する市民活動の拠点施設として、女性センターを開設し、女性を取り巻くさまざまな諸問題の解決に取り組んできました。

また、平成7年には「21世紀に向けての四日市市女性施策プラン」を、そして平成14年には「女性と男性のための共同参画プランよっかいち」を策定し、市民協働による男女共同参画の推進に努めてきました。

しかし、日本では、男女の未婚化や晩婚化、出生率の低下、高齢者の急増や団塊世代の高齢化など、急速に少子高齢化が進みつつあり、四日市市においても在住外国人の急増なども加わり、社会環境が大きく変化しています。

このような中、法制度においては、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、平成15年には「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。また平成17年12月には「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定され、さらに平成19年4月には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働基準法の一部を改正する法律」も施行されました。

一方、四日市市では、前述のような取組みを進め、平成15年には男女共同参画都市宣言を行い、平成18年4月には、市民、事業者、市が協働して男女共同参画社会の実現を目指すための「四日市市男女共同参画推進条例」を施行しました。

しかし、平成18年10月に行った「男女共同参画に関する市民意識調査」では、依然として男性が優遇されていると感じている人々が多く、固定的な性別役割分担意識やそれらに基づく慣行などが残っており、女性の社会参画も進みにくい状況にあることや仕事と家庭生活などとの両立が保ちづらい状況などが明らかになりました。

こうした課題を解決し、社会環境などに対応しつつ、市が市民、事業者と協働して男女共同参画社会を目指して施策を総合的かつ計画的に推進していくために、その指針となる基本計画を策定することが必要です。

2. 計画の位置づけ

- (1) この基本計画は、「男女共同参画社会基本法」で定める「市町村男女共同参画計画」に位置づけられるものです。
- (2) 「四日市市男女共同参画推進条例」で定める「男女共同参画に関する基本計画」として位置づけられるものです。
- (3) 「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、かつ平成17年12月に閣議決定された「男女共同参画基本計画(第2次)」の趣旨をも踏まえる必要があります。
- (4) 平成18年10月に四日市市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」結果や、第2次行政経営戦略プランをはじめ次世代育成などの各種計画等とも整合性を図りながら、男女共同参画の視点で各種施策を横断的に捉える必要があります。

3. 計画の基本目標

男女共同参画社会の実現を目指して、次の3つの基本目標を掲げることを提言します。

意識づくり

男女の平等と自立を進めるための意識改革と啓発

社会環境づくり

さまざまな分野におけるあらゆる過程での男女共同参画の推進、
家庭と職場・地域などとの生活の両立支援

個人の尊重

性別に起因する暴力や偏見等の根絶と健康支援

4. 市民意識調査の結果からの現状(課題)

平成18年10月に実施しました「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果から主に次のような現状が見えます。

- (1) 社会全般に「男女平等」と感じている人は、わずか11.8%であり、「男性の方が優遇されている」と思っている人は、72.7%もあり、まだまだ男女平等が進んでいるとは言いがたく、男女平等になるためには、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が重要という声が多くあります。

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と思っている人は、35.8%あり、三重県調査(46.3%)にくらべ少ないものの、性別による固定的な役割分担意識があることが見受けられます。

- (2) 男女がともに家庭生活や地域活動に参加していくためには、「男女の役割分担についての社会通念・慣習・しきたりを改めること」、「仕事中心という社会全体の仕組みを改めること」、「夫婦の間で家事などの分担をするように十分に話し合うこと」などの声があります。
- (3) 男女共同参画を推進するために力点を置くことは、「保育・介護の施設やサービスを充実する」、「職場における男女の均等な取扱について周知徹底を行う」などの声が多くあります。
- (4) 男女共同参画センターについては、認知度が14.5%にとどまっており、センターに充実してほしいことは、「地域に出向いての相談や講座」、「男性が自分の生活や意識を見直して変えていく講座をしてほしい」と望む声が多くあります。

5. 計画推進にあたっての重要な視点

上記のような現状を踏まえて審議会で議論を重ねてきました。そして基本計画を推進するにあたっては、特に次の視点をもって取り組む必要がある、との結論に至りました。

(1) 人権の尊重と男女共同参画意識の広がり

男女共同参画社会は、憲法にうたわれている個人の尊重、男女平等の理念の実現を前提に、男女がさまざまな分野で自立し、自分の存在に誇りを持つことができるとともに、ひとりの人間として敬意が払われ、責任も担っていく社会です。「人権の尊重」は、男女共同参画社会を形成していく上でその根底をなすものであることを伝えていくことが重要です。

これを踏まえた上で、日常生活や身近なところで男女共同参画が進むことが必要です。市民や事業者に男女共同参画の意義や必要性をよりわかりやすく、丁寧に伝えていくことが大切です。

(2) 男性にとっての男女共同参画の促進

男女共同参画の推進にあたっては、男性の理解、家庭や地域活動等への積極的な参画が必要です。男性にとっての男女共同参画の意義や必要性を伝えていくことが大切です。

(3) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進

男女がともに、仕事、家庭・地域活動等をバランスよく調和させ暮らす

ことができるよう啓発や支援を進める必要があります。たとえば、育児・介護休業制度など法的には整備されつつありますが、男女ともに十分に活用できるよう啓発したり、女性がライフサイクルに応じて働き続けることができるよう、また結婚や子育てなどで一旦仕事を離れた女性が再就職や起業等のチャレンジができるよう、啓発や支援に努めることが大切です。

(4) 子どもの健やかな育ちにも重要な男女共同参画

子どもが健やかに育つためには、男女が互いに尊重し合い、協力し合っ
て子育てができる家庭や社会が基礎となります。このような家庭や社会を
築くためには、その構成員である一人ひとりが男女共同参画の視点をもっ
ていることが重要です。また、長時間労働や、家庭と仕事の両立を困難に
している社会環境を克服できるワーク・ライフ・バランスのとれた、男女
共同参画の視点をもった社会づくりが必要です。

(5) 男女共同参画の視点で新たな地域づくり

市民と協働して地域づくりを進める中で、身近な暮らしの改善に結びつ
く分野（たとえば防災、防犯、環境など）での男女共同参画の推進が必要
です。これらの分野で男女の積極的な参画を進めることで、多様な意見が
反映され、地域活動の活性化にも結びつくことが期待されます。

(6) 市民活動拠点施設である男女共同参画センターの機能向上

男女共同参画センターは、男女共同参画を進める市民活動の拠点施設で
あり、男女共同参画推進条例に基づく事業を具体的に実施し、施策へ市民
の声をフィードバックしていく重要な役割があります。市民のニーズに合
った事業を企画・実施することによって、センターの活性化を図り、より
多くの市民の声を施策に反映させていくことが大切です。指定管理者制度
への移行も視野に入れて、センターのあり方を検討していくことが必要で
す。

6. 基本計画の骨子の体系

(別紙：「基本計画の骨子」体系図のとおり)

7. 計画の期間

概ね5年間

第2章 基本計画の骨子

基本目標 意識づくり

市民意識調査の結果では、社会全般に「男女平等」と感じている人は、わずか11.8%であり、「男性の方が優遇されている」と思っている人は、72.7%もあり、まだまだ男女平等が進んでいるとは言いがたい状況です。また、男女平等になるために重要なことは、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が最も多くなっています。

そのため、市民が主体的にジェンダーに敏感な視点を持って慣習やしきたりを見直す取り組みが進むよう、家庭や地域、学校などさまざまな場で、男女共同参画について、よりわかりやすく、丁寧に伝えて、男女共同参画の意識づくりを進める必要があります。

重点目標1 市民の意識の広がり

男女が性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮していきいきと住みよい社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」、「男はこうあるべき、女はこうすべき」といった性別による固定的な役割分担意識などにとらわれないことが大切です。

【施策の方向】

広く市民がジェンダーの問題に関心を持ち、学習できるよう、また女性のエンパワメントや人材育成を図るため、市は、さまざまな講座やさまざまな媒体を活用し、またNPOや各種団体と協働しながら「(1)男女共同参画の推進に関する普及・啓発」を進める必要があります。

さらには、市の実状を把握し、市民ニーズに対応していくため「(2)男女共同参画に関する調査・研究、情報の提供」に努める必要があります。

重点目標2 男女平等教育・生涯学習

男女共同参画を進める上で、幼児期からの教育や学習はひじょうに大切であり、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解していることも重要です。また家庭教育を含め、生涯を通じたさまざまな教育や学習の場において男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要です。

【施策の方向】

市民一人ひとりが男女共同参画意識を持つことが男女共同参画社会を形成するためには必要です。特に次代を担う子どもの学校等における教育は、男女平等の意識づくりに大きな影響を及ぼします。そこで、市は「(1)男女平等の視点に立った保育と学校教育を推進」する必要があります。

また子育て中の市民に対する学習機会や情報の提供、さらには生涯を通じてさまざまな学習ができるよう「(2) 男女平等の視点に立った生涯学習を推進」する必要があります。

基本目標 社会環境づくり

市民意識調査では、男女がともに家庭生活や地域活動に参加していくために必要なこと(複数回答)は、「男女の役割分担についての社会通念・慣習などを改めること」(40.7%)、「労働時間短縮や休暇制度を普及させること」(37.8%)、「仕事中心という社会全体の仕組みを改めること」(31.1%)、「夫婦間で家事などの分担をするよう話し合うこと」(29.5%)となっています。

また、職場で男女が平等と思わないこと(複数回答)は、「賃金」(45.8%)、「昇進・昇格」(43%)、「能力評価」(31%)となっています。

男女がともに責任も担いながら、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと暮らせる社会を築くためには、政策決定・意思決定などのあらゆる過程で男女が対等な構成員として参画することが必要です。(たとえば、市における審議会等への女性委員の登用率は、平成18年6月現在、27.8%)また、地域社会や職場においてもさまざまな場で男女の声や意見が均等に反映され、男女共同参画が進む必要があります。

また家庭生活と仕事や地域活動とを両立し、ともに暮らしやすい家庭や地域社会を築くためには、男性の家事・育児等への参加や地域活動への参画、職場や周囲の人々の理解が進む必要があります。

近年、四日市市の特性として、在住外国人が急増しており、これらの人々との相互理解と共生を、男女共同参画の視点に立って進める必要もあります。

重点目標1 政策・方針決定過程への男女共同参画

さまざまな分野での計画立案や意思決定などあらゆる過程で、男女がともに参画することが必要です。さまざまな議論には、男女双方の視点からの意見が反映されることが重要です。

【施策の方向】

審議会等の委員構成において、男女いずれか一方の性に大きく偏ることがないように、市は「(1) 審議会等への男女共同参画の推進」を図る必要があります。同様に地域や職場などでさまざまな場面で男女がともに参画できるよう、市は「(2) 各種団体、企業等における男女共同参画の促進」について啓発、情報提供などに努める必要があります。なお、「企業等」には農水業、自営業等の家族的経営の事業者も含まれます。

また、市は、女性の社会参画が進むよう、講座、講演会などを通じて、「(3) 女性のエンパワメントの促進、人材の育成」に努めることも必要です。

重点目標 2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

ライフスタイルが多様化している中であっても、子育てや介護等、家事の多くは女性が担うべきものという意識が根強いいため、女性の就労などの社会参画が制約されています。また職場では長時間労働などの問題に加え、育児・介護休業制度などはあるものの取得しづらい状況などがあり、男女がともに柔軟な働き方ができず、子育てや介護などの家庭生活や地域活動にも影響を与えています。

【施策の方向】

家庭生活においても固定的な性別役割分担意識にとらわれることがなく、男女がともに家庭責任を担えるよう、市は「(1) 家庭での男女の自立を促進」するための啓発や情報提供に努める必要があります。

また、男女が家族の対等な一員としての責任を果たしながら、子育てや介護などの家庭活動と仕事や地域活動などとのバランスがとれた生活が送れるよう、市は「(2) 仕事等と家庭活動の両立を支援」するためのサービスの提供や条件整備に努める必要があります。

市は、特に事業者に対して、男女雇用機会均等法などの法令遵守や育児・介護休業制度などの活用、家庭生活等との両立などについて啓発したり、情報提供するなど「(3) 男女の均等な就労機会と待遇の確保を促進」するための取組みを行う必要があります。

一方、働きたい女性がそのライフサイクルに応じて就労ができるよう、市は、就労意欲や能力を向上させるための学習機会や情報の提供を関係機関と連携して進めるなど、「(4) 女性の就労・再就職・起業へのチャレンジを支援」する取組みに努める必要があります。

重点目標 3 地域社会での男女共同参画

市民意識調査の結果では、前述のように、固定的な性別役割分担意識に根ざした慣習や慣行、子育てや仕事などが要因で、男女がともに地域活動に参画しづらい状況にあります。男女がともに主体的にさまざまな地域活動に参画できるよう地域住民への啓発を進めるとともに、参画しやすい環境の整備にも努める必要があります。

【施策の方向】

市は、地域団体やNPOなどと協働して、地域活動に男女がともに参画することの必要性や意義をわかりやすく伝えていくとともに、男女がともに参画しやすい環境整備などに努め、「(1) 地域活動への男女共同参画を推進」する必要があります。

また、国の男女共同参画基本計画（第2次）にも示されているように、新た

な取組みを必要とする分野である防災（災害復興を含む）地域づくり、環境などをはじめ、さまざまな分野の地域活動で男女がともに参画できる環境を、市が地域団体等と連携して整えるなどして、「(2)男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進」に努める必要があります。

重点目標4 国際化に対応した男女共同参画

一方、急増する在住外国人とその風俗習慣の相違などについて相互理解を深めながら、彼らとともに地域社会における男女共同参画を進めることが大切です。また、男女共同参画は、国際社会における動きと密接な関連があり、世界情勢との協調も必要です。

【施策の方向】

市は、市民等と連携して、男女共同参画の視点に立った在住外国人との相互理解と共生を進める活動などに取り組み、より住みやすい地域づくりを進めるなど「(1)多文化共生における男女共同参画の推進」に努める必要があります。

一方、市は、市民、事業者へ国際的な男女共同参画の動きについて、各種の情報を提供するなどして、その理解を深め、意識を高めるなど「(2)国際情勢などへの関心や協調を配慮した男女共同参画の推進」に努める必要があります。

基本目標 個人の尊重

人権の尊重は、男女共同参画社会を形成していく上で、その根底をなすものですが、市民意識調査の結果でも、社会全般に「男性のほうが優遇されている」と感じる人が多く、社会の習慣や慣行、意識や行動の中に、女性に対する差別や偏見などがあるように思われます。これが、時として女性に対する暴力となったり、女性を劣位とみる表現に結びついたりします。これは、性別による固定的な役割分担意識や男女の経済的な格差などに基づく上下関係などに根ざした構造的な問題ですが、人権尊重の観点からも、このような暴力等を根絶するとともに、差別的表現などがなくなるよう取り組まなければなりません。

また、市民が生涯にわたって心身ともに健康な生活が送れるよう、さまざまな健康施策を展開していく必要があります。特に男女が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、思いやりを持って生きていくことが重要です。

重点目標1 性別に起因するあらゆる暴力等の根絶

ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪、売買春など女性への暴力などが、深刻な社会問題となっています。女性に対する暴力などは、著しい人権侵害、あるいは犯罪として位置づけ、被害者を保護し、人権を回復していける支援の輪を広げていくことが

求められています。このため、配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関との連携を強めるなどして被害者への支援と発生の防止に努めていく必要があります。

【施策の方向】

市は、関係機関との連携を強め、被害者等への相談体制等を充実するとともに、性別に起因するあらゆる暴力などを許さないという意識を広げ、発生を防止するなど、「(1)DV防止の啓発とDV被害者への対応」に努めることが必要です。また性的な嫌がらせ等の発生を防ぐために、市は、関係機関と連携して、市民や事業者に対して「(2)性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー等防止の啓発」に取り組む必要があります。

さらには、ポスター、広告、インターネットなどを通じて公衆に表示提供される情報は、人々の意識に大きな影響を与えます。男女の固定的な役割分担意識や女性に対する偏見、暴力などを助長することがないように、市は「(3)メディア等における男女の人権が尊重」されるよう啓発などに努める必要があります。

重点目標2 自立への支援

男女共同参画センターへの相談には、前述のように、性別による固定的な役割分担意識や男女の経済的な格差などに基づく上下関係などに根ざした構造的な問題を抱えた女性が多く、虚弱であったり病気で働けない女性や高齢になってから離婚した女性からの相談などもあります。このような女性たちが経済的、精神的に安定した生活ができるよう、支援策を充実していく必要があります。

【施策の方向】

市は、関係機関との連携を強めるとともに、相談員の資質の向上を図るなどして「(1)相談体制の充実」を行う必要があります。

また、特に、経済的、精神的にも負担の大きい「(2)単身女性やひとり親家庭の生活安定と自立支援」に向けた取組みを行う必要があります。

重点目標3 生涯を通じた健康保持・増進

高齢化が進む中、心身ともに健康で充実した生活を送ることができるよう、男女の生涯を通じた健康づくりを推進するための支援が必要です。特に女性には、妊娠や出産など男性とは異なる機能があることから、思春期、更年期などにおける健康づくりの支援に努める必要があります。

【施策の方向】

市民一人ひとりが主体的に健康の管理や保持・増進ができるよう、市は「(1)生涯を通じた男女の健康づくり」に必要な情報提供や支援に努める必要があります。また女性の成長段階に応じた健康に関する情報提供などを通じて「(2)

思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくり」を支援していく必要があります。

第3章 計画の推進にあたって

計画の推進にあたっては、行政内部の推進体制はもとより、市民等との連携・協働が不可欠であり、また国や県などの関係機関との連携も必要です。次の各項目に留意して、基本計画の推進に取り組んでいただきたい。

- (1) 庁内推進体制の強化
- (2) 拠点施設である男女共同参画センターの機能強化
- (3) 市民、事業者、NPO、関係機関等との連携
- (4) 苦情、意見等への対応(処理)システムの確立
- (5) 国、県等への要望、連携

基本目標	重点目標	施策の方向
意識づくり	1. 市民の意識の広がり	(1) 男女共同参画の推進に関する普及・啓発 (2) 男女共同参画に関する調査・研究、情報の提供
	2. 男女平等教育・生涯学習	(1) 男女平等の視点に立った保育と学校教育の推進 (2) 男女平等の視点に立った生涯学習の推進
社会環境づくり	1. 政策・方針決定過程への男女共同参画	(1) 審議会等への男女共同参画の推進 (2) 各種団体、企業等における男女共同参画の促進 (3) 女性のエンパワメントの促進、人材の育成
	2. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	(1) 家庭での男女の自立の促進 (2) 仕事等と家庭活動の両立支援 (子育て、介護等への支援含む) (3) 男女の平等な就労環境の整備促進 (4) 女性の就労・再就職・起業へのチャレンジ支援
	3. 地域社会での男女共同参画	(1) 地域活動への男女共同参画の推進 (2) 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進 (防災、防犯、環境など)
	4. 国際化に対応した男女共同参画	(1) 多文化共生における男女共同参画の推進 (2) 国際情勢などへの関心や協調を配慮した男女共同参画の推進
個人の尊重	1. 性別に起因するあらゆる暴力等の根絶	(1) DV防止の啓発とDV被害者への対応 (2) 性犯罪、売買春、セクハラ、 ストーカー等防止の啓発 (3) メディア等における男女の人権尊重
	2. 自立への支援	(1) 相談機能の充実 (2) 単身女性・ひとり親家庭の生活安定と自立支援
	3. 生涯を通じた健康保持・増進	(1) 生涯を通じた男女の健康づくり (2) 思春期、妊娠・出産期、更年期の 女性の健康づくり
計 画 の 推 進		(1) 庁内推進体制の強化 (2) 拠点施設の機能強化 (3) 市民、事業者、NPO、関係機関等との連携 (4) 苦情、意見等への対応(処理)システムの確立 (5) 国、県等への要望、連携